

厚生労働大臣が定める掲示事項

- 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

■ 入院基本料

当院は、「一般病棟入院基本料（急性期一般入院料2）、地域包括ケア病棟入院料2」の届出を行っております。各病棟における時間帯毎の看護師1人あたりの受け持ち患者数（上限）は以下のとおりです。

	日勤帯		準夜帯	深夜帯
	8:30～17:00		16:30～1:00	0:30～9:00
	平日	休日		
3階病棟（地）	5	5	5	5
4階病棟（急）	5	5	5	5
6階病棟（急）	5	5	5	5
西2階病棟（地）	3	2	3	3

広島県厚生農業協同組合連合会

吉田総合病院 病院長